

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：32615

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01002

研究課題名（和文）19世紀中国の封建国家論と地方分権をめぐる研究 太平天国と督撫重権を中心に

研究課題名（英文）The study of feudal state and decentralization of China in 19th century

研究代表者

菊池 秀明（KIKUCHI, HIDEAKI）

国際基督教大学・教養学部・教授

研究者番号：20257588

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は近代中国における地方分権的な国家建設について検証することを目的とした。太平天国と湘軍、淮軍首領が行った地方統治は中央政府から相対的に自立していたが、それらが地域社会にどのような変化をもたらしたのかは不明であった。この点は現地調査によって解明する予定であったが、Covid19の流行および中国における政治情勢の悪化によって訪問が困難となったため、同時代の台湾を対象として分析を進めた。台湾では劉銘伝による近代化事業が知られるが、その担い手となった地方エリートは権限と利益を独占しがちであった。日本統治時代に林献堂は自治の獲得をめざして運動を進めたが、その実現は1980年代以降にずれ込んだ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は中国における専制あるいは独裁的な中央集権国家による政治体制について、地方分権的な社会の可能性がなかったのかを検証することを目的とした。その結果、中国大陸の歴史にその痕跡を見いだすことは出来なかったが、植民地統治を受けた台湾では地方エリートを中心に自治権獲得の要求がなされ、それが戦後台湾の民主化につながったことが確認できた。20世紀前半に中国大陸でめざされた地方分権や連邦制国家の構想は、台湾において一定の実を結んだと評価できるのであり、中国政府がこれを「分裂主義」として否定することは、近代中国の歴史の遺産を自ら否定する行為であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to understand the possibility to realize the decentralization in modern China. Although Taiping movement and local rule by the leader of Xianjun and Huaijun had the features of local militarization, but they could not achieve the sufficient autonomy against central government. In Taiwan under the rule of Imperial Japan, some local elite founded the movement to require local autonomy in 1920's, but Japanese government did not accept their offer. The Autonomy of Taiwanese people has realized in the process of democratize after 1980's, but Chinese central government has opposed it in the name of divisionism.

研究分野：アジア史

キーワード：太平天国 湘軍 淮軍 地方分権 台湾 霧峰林家 劉銘伝 林献堂

1. 研究開始当初の背景

2018年の研究開始当初、中国近代史研究に従事してきた研究代表者の問題関心は、地方および周辺地域の自立性を認めず、中央の権限強化を推し進める現代中国の集権的国家体制が唯一可能な政治体制だったのかという問いであった。むしろ中国の近代史をふり返った場合、さまざまな地方軍事勢力が台頭し、地方のエリートが政治の担い手となる一種の「自治」体制が存在していた。それは「聯省自治」と呼ばれる一種の連邦制による国家構想を生み出し、国民政府および中華人民共和国における「党国体制」即ち党と中央の独裁体制に対抗する概念として存在し続けた。これらの地方分権的な政治体制への渴望は、強力な統一国家建設を前提とする「救国」事業を妨げる分裂主義の動きと見なされ、中国近代政治史の中で否定されてきた。だがいま一度これらの歴史を掘り起こす必要があるのではないかと考えた。

当初立てたこれらの問いの重要性は、その後の中国情勢によって改めて確認されることになった。とくに2019年に発生した香港デモと翌年成立した国家安全法による統制の強化は、中国の国家体制が抱える抑圧的な側面を示す結果となった。また台湾では中国の唱える「一国二制度」が台湾人による政治的主体の確立と自治権に対する否定であり、「今日の香港は明日の台湾」との危機感が広がった。これに対して中国政府は民進党政権を「台湾独立」派と非難し、政治、外交、経済、軍事の各方面から圧力を加えている。

本研究はこれら緊張を増す中国周辺地域の情勢を踏まえ、この地域の未来がかかえる可能性を歴史的経緯にさかのぼって探ろうとする試みであった。

2. 研究の目的

本研究は近代中国において地方の自立性を前提とした分権的な国家体制が成立可能であったのか、それが挫折した原因が何であったのかを解明することにあつた。一般論として中国で長く専制的な王朝支配体制が続き、その影響が地方分権の成長を阻んだという説明がなされる。だが中国の歴史において、郡県制に代表される中央集権的支配の弊害を指摘し、地方に一定の権限を与える「封建」統治を行うべきだという議論はくり返し現れた。とくに清朝時代の知識人の間では、明朝の滅亡した原因を地方官が任地の防衛を放棄して逃亡した結果だと考える人々があり、「郷官」つまり地域出身の地方官に比較的大きな権限を与え、彼らに支配の責任を負わせることで地方統治の実効をあげるべきだという主張がなされた。

19世紀に発生した太平天国およびこれと対抗した湘軍、淮軍といった地方軍事勢力の活動は、これら中央集権的な王朝支配に対する一つの脱構築の過程だったと見ることができる。太平天国は中国社会の辺境に位置する華南で発生し、王朝権力の庇護を受けられなかった下層移民が作った相互扶助団体という性格を帯びていた。彼らはキリスト教とくに旧約聖書の影響を受け、自分たちの生存を保障する「約束の地」の獲得を目指して武装蜂起した。太平天国は南京を占領してここを軍事要塞化すると共に、六人の王からなる「分権」的な統治体制を敷いた。地方でも「郷官」が任命され、中央から派遣された軍官と共に占領地の経営を行った。

いっぽう湘軍、淮軍は太平天国を鎮圧するための地方軍事勢力として成立したが、そのリーダーは政治的発言権の拡大を求める地方のエリートであった。彼らは私的な軍事勢力の台頭を危ぶむ王朝政府の警戒を受けながらも、弱体化した正規軍に代わって太平天国の鎮圧戦争を行った。また軍事的功績を上げた湘軍、淮軍首領が地方長官として赴任した地域では、中央政府が容認する限りで彼らが権限を拡大し、財政改革や近代工業の移植などに取り組んだ。

本研究はこれら二つの軍事勢力を近代中国における地方の分権化を生み出した要因として捉え、その実体を地域社会に即した形で解明することを目的とした。

3. 研究の方法

この課題を達成するためには従来の政治史あるいは社会経済史といった枠組みを踏襲しながらも、史料に現れた地域社会の変化を読み取るために現地を訪問し、その痕跡を確認する作業が不可欠であると考えられた。ただしこれを実際に行うことは容易ではなかった。

例えば太平天国が首都を設け、1860年以降に忠王李秀成が本格的な地域経営を進めた江南地方について見ると、南京は太平軍と清軍、湘軍との主要な戦場となったため、郷官を設置して分権的な地方統治を行った形跡は僅かなものに止まった。これは揚州や鎮江といった周辺都市についても当てはまり、都市それ自体が軍事要塞化したために住民統治も中央政府の指示と現地軍の管理のもとで行われた。また蘇州を初めとする江南デルタ地域について見ると、李秀成が中央政府から相対的に自立した形で地域経営を進めた点は史料から確認出来たが、それが実際にどのような社会変化をもたらしたかは明確ではなかった。かえって『江南鉄漢図』など後代に編纂された史料は、太平天国がもたらした破壊の大きさを強調する意図が明確で、1930年代までこの地域で続いた太平天国に対する否定的な評価を支えていたことが確認できた。

いっぽう湘軍、淮軍およびそのリーダーによる地方統治について見た場合、ここにも後代の政治的要請による史料の潤色が読み取れた。南京では曾国藩の弟である曾国荃の湘軍が大規模な破壊と略奪を行ったが、その全体像は明らかにされなかった。李鴻章の故郷である安徽省合

肥（廬州）でも、彼の功績を称えるために史実の誇張あるいは歪曲がなされ、それらの史料を用いて分析を進めることは実態の解明につながらなかった。さらに太平天国戦争終結後に曾国藩が江南総督を務めた江南地方では、戦災の復旧は比較的早く進んだと言われるが、その担い手となった地域エリートの足跡については未解明の部分が多く、新たな史料の発掘が不可欠であるという結論に至った。つまりこの戦争で江蘇一省だけでも 2000 万人の死者が出たのは事実だが、それがいかなる傷跡を社会に残し、復興事業がその後の地方分権の動きにつながったかという問いは未解決のまま残された。

ちなみに研究期間中、中国大陸において近代中国における団練（自警団）の役割について幾つかの論文が発表され、「地方の軍事化」あるいは「紳士の権利拡張」について研究がなされた。しかしそれらの多くは清朝政府が統治秩序を再構築する過程で限定的な役割を果たしたに過ぎないとするもので、地方分権あるいは「自治」の問題についてはこれを「地方主義」として否定的に見る見解が多数を占めた。これに対して研究代表者は清末に行われた「郡県、封建論争」を手がかりに、中央集権的な支配体制からの脱却が中国近代史の課題であったと主張したが、中国研究者の「中央からの視点」を変えるには至らなかった。

これらの問題点を乗り越えるべく、列強による植民地統治のもとで近代化事業が行われた上海および香港の事例を調査しようとした 2019 年、香港では激しいデモが発生した。8 月末に研究代表者は香港に滞在したが、そこから中国大陸へ入ることは出来ず、さらに 10 月に予定されていた太平天国に関する学術討論会への参加も認められなかった。おりしも日本人研究者が拘束される事件が発生し、翌年には Covid19 の流行によって海外へでかけることが不可能になった。その後流行は一応の終息を見たが、中国国内の政治情勢は予断を許さず、拘束のリスクや史料が閲覧できない、調査中現地の人々に当局の圧力がかかるなど遂行上の様々な困難を考慮した結果、検証のためのフィールドを中国大陸以外の場所へ移す必要が生まれた。

4. 研究成果

その結果、代替地となったのが台湾であった。19 世紀半ばに台湾では太平天国と呼応する形で戴潮春の反乱が発生した。また 1885 年の清仏戦争終了後、台湾では淮軍の部将だった劉銘伝が台湾巡撫に就任し、近代的な地域経営を進めたことで知られている。さらに戴潮春の反乱を鎮圧して政治的に上昇し、劉銘伝の信任を受けて山地の開発を進めた中部出身の霧峰林家は、19 世紀後半の台湾における近代化事業を担った新興エリートの典型的事例であった。

霧峰林家は 18 世紀に福建漳州府から台湾へ移住した林石を始祖とする。清朝は鄭成功を屈服させて台湾を版図に収めたが、移民が「内山」と呼ばれる原住民居住区へ入植して勢力を拡大し、原住民の反発と抵抗を引き起こすことを警戒して開発事業を管理あるいは抑制した。林石は彰化県大里杙荘に定着して経済的基礎を固めたが、同族の林爽文が移民同士の武力抗争をきっかけに蜂起すると、清朝はこれを弾圧して大里杙荘を焼き払った。林石は失意の中で死亡し、その発展は頓挫した。彼らにとって清朝とは軍勢力を背景に住民の活動を抑圧し、弾圧を加える「征服王朝」あるいは「外来政権」でしかなかった。

その後林石の子孫は新たな成功の可能性を求めて霧峰村へ再入植した。彼らは様々な事業を同時に手がけることで再び成功を収めたが、当時台湾では外地出身の越境入学者が科挙試験の合格枠を独占し、台湾住民が科挙に合格して政治的発言権を手に入れることは難しかった。そこで五代目の林文察は曾国藩が湘軍を創設したのと同じく、自ら義勇軍を組織して台湾および大陸の反乱軍を鎮圧し、軍事的貢献をあげることで政治的上昇を果たそうとした。林文察の部隊は 1861 年に浙江省で太平天国の地方軍を撃破し、彼自身は当時台湾にいた最高位の軍官（総兵）よりも地位の高い代理提督に任ぜられた。

ちょうどこの時、霧峰林家と耕地の所有権をめぐる争っていた戴潮春（彰化県四張犁荘人）が武装蜂起すると、林文察は台湾へ戻ってこれを鎮圧した。その後大陸へ再び赴いた林文察は太平天国に敗北して戦死したが、弟の林文明は戴潮春一派の人々の土地を「反逆者の財産」として没収した。この強引なやり方は地域社会と他の地方官の反発を招き、林文明は殺され、その後も霧峰林家は長い訴訟に苦しんだ。だが 1884 年に清仏戦争が勃発すると、六代の林朝棟は義勇軍を率いて台湾に上陸したフランス軍を撃退し、台湾巡撫となった劉銘伝の信任を得た。そして林朝棟は台湾中部の開発を管轄する撫墾局の経営を任せられ、原住民の抵抗を排除しながらセルロイドの可塑性として商品価値の高かった樟腦の栽培を進めて経済的に成功した。

劉銘伝の台湾における改革事業は洋務運動の一部として数えられる。とくに 1874 年の日本による台湾出兵以後、清朝は列強に進攻の口実を与えないため、それまで「化外の地」として権力の及ばなかった原住民地区の開発に重点を置いた。劉銘伝の台湾経営もこうした国防上の必要から出発しており、鉄道の敷設などのいくつかのインフラ整備を行った。また開発経費を自弁でまかなうことを目的に税制改革を進めたが、これは台湾住民の反発を招き、1888 年に施九緞らによる武装蜂起が発生した。この結果林朝棟は原住民だけでなく、同郷出身者であった反乱軍参加者の鎮圧に当たらなければならなかった。劉銘伝の改革事業はあくまで中央政府の台湾統治を強化する形で進められ、林朝棟および霧峰林家は地域エリートとして大きな権限を振るったものの、彼らや台湾北部の有力家族だった板橋林家など中央官界と結びつきを持つ一部有力者による利益独占をもたらした。現在霧峰林家の壮麗な邸宅跡に李鴻章の名前が記された壁画が残っているのはこの事実をよく示している。

いっぽう台湾において地方分権あるいは自治の要求が高まったのは、日清戦争で清朝が台湾

の領有を放棄し、日本による統治が始まった 20 世紀のことであった。1919 年にアジアで民族運動が高揚し、台湾でも「一視同仁」をスローガンに掲げる同化政策が始まると、霧峰林家の六代林献堂は当時東京にいた台湾人留学生と共に六三法（総督府が制定した台湾統治の特別法）の撤廃をめざす新民会などの組織を結成した。これを基礎に 1921 年から林献堂らは台湾に東京の帝国議会とは別に台湾に議会を設置し、予算審議を行うことを求める請願運動を開始した。この台湾議会設置請願運動は日本の統治権を承認したうえで、台湾人に一定の「自治」権を求める運動であった。また彼らは台湾文化協会を創設し、民衆に対する啓蒙活動を進めた。

こうした台湾の自治権獲得をめざす運動は、直接にはイギリス統治下のアイルランド自治をモデルにしたものであったが、中国大陸では辛亥革命前夜から地方エリートを中心に「省」以下を単位とする地方自治の試みがなされており、両者は地方エリートの政治参与と決定権の拡大という側面で軌を一にする現象だった。中国大陸における中央集権的統治に対抗する「聯省自治」の動きは、台湾においては日本の統治に抵抗するナショナリズム運動として立ち現れたのである。だが日本側はこうした動きを「台湾独立」につながる運動として警戒した。台湾議会設置請願運動は 1930 年まで 15 年間続いたが、その要求はついに認められなかった。

ちなみに霧峰林家について見ると、私兵集団を擁して軍事的貢献をあげ、清朝政府の承認を得て地方で勢力を振った林文察、林朝棟と、日本統治時代に台湾の自治権獲得を求めて活動した林文察は「同族不同房」つまり同じ一族だが別一派に属する。現在台中に残る霧峰林家の邸宅は林文察、林朝棟一派のものであり、林献堂の記念館はその奥に別な建物として置かれており、政治的な立場の違いが明確に示されている。これは台湾の地方エリート全体にも当てはまる現象であり、林献堂のようにナショナリズム運動を推進する勢力が存在する一方で、鹿港出身で台北の政商として知られた辜顕榮のように日本統治に協力の姿勢を取り、台湾議会設置請願運動に反対した人々もいた。中国の「聯省自治」運動にも当てはまる現象であるが、地方エリートによる権限拡大を求める活動はその内部に激しい競争と対立を内包しており、台湾の場合も例外ではなかったのである。

1945 年に日本が敗北すると、林献堂は台湾総督府と台湾の新たな統治者となった中華民国政府との調停役を務めた。だが 1947 年に二・二八事件が発生して国民政府による台湾人エリートの弾圧が行われると、林献堂は病気を理由に東京へ移り生涯を終えた。その後蔣介石による国民党の長い圧政の後、1980 年代以後に台湾では民主化が進んで地方自治も進展したが、今度は「一つの中国」を主張する中国政府が台湾人による政治的主体の確立を求めた台湾独立運動を「国家の分裂」をもたらす勢力と見なして批判し、2024 年の現在に至るまで軍事的威嚇を含む圧力を加えている。それは台湾にとってみれば清朝による専制支配、日本帝国による植民地統治、国民政府による独裁に続く中央集権国家による地域住民の「自治」あるいは多様性を前提とした社会のあり方に対する否定にほかならない。

「一国二制度」の実験場であった香港で国家の安全を名目に中国政府の意向が最優先され、「港人知港」のスローガンが空文化した現在の状況は、19 世紀以来中国の中央政府による地方支配のあり方を変えようとする試みが挫折したことを示すと見ることが出来る。それは新疆ウイグル、チベット、モンゴルの自治区に対する統制強化や少数民族に対する抑圧政策ともつながっている。連邦制あるいは地方分権をベースとした社会の実現は、中国社会が切実に求めながらいまだ手にすることの出来ない課題なのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 菊池秀明	4. 巻 49
2. 論文標題 太平天国の鎮江、揚州における戦いー現地軍の対外交渉と釐金制度の創設を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際基督教大学アジア文化研究所編『アジア文化研究』	6. 最初と最後の頁 1,32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菊池 秀明	4. 巻 48
2. 論文標題 中国史のなかの「病氣」と戦争、信仰	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際基督教大学アジア文化研究所編『アジア文化研究』	6. 最初と最後の頁 121-131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 菊池 秀明	4. 巻 47
2. 論文標題 太平天国の南京統治と江南大営	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際基督教大学アジア文化研究所編『アジア文化研究』	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 菊池 秀明	4. 巻 46
2. 論文標題 暴力革命は肯定されるか - 南京占領時期の太平天国の宗教に対するヨーロッパ人の認識	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際基督教大学アジア文化研究所編『アジア文化研究』	6. 最初と最後の頁 17 - 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 菊池秀明	4. 巻 45
2. 論文標題 太平天国「封建王朝論」・皇帝を否定しきれなかった救世主	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際基督教大学 学報3-A アジア文化研究	6. 最初と最後の頁 17 - 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菊池秀明	4. 巻 127編6号
2. 論文標題 書評 土肥歩「華南中国の近代とキリスト教」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 95 - 103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菊池秀明	4. 巻 981号
2. 論文標題 書評 藤原敬士「商人たちの広州 - 一七五〇年代の英清貿易」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 58 - 61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 菊池秀明
2. 発表標題 太平天国封建王朝論
3. 学会等名 2018年太平天国史研究会学術研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 菊池秀明
2. 発表標題 中国歴史上的「人的移動、情動的移動」
3. 学会等名 南京論壇2018
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 菊池 秀明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 講談社	5. 総ページ数 269
3. 書名 越境の中国史ー南から見た衝突と融合の三 年	

1. 著者名 菊池 秀明	4. 発行年 2021年
2. 出版社 講談社	5. 総ページ数 455
3. 書名 ラストエンペラーと近代中国 中国の歴史10	

1. 著者名 菊池 秀明	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 278
3. 書名 太平天国ー皇帝なき中国の挫折	

1. 著者名 上田信編著 (13名)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 469
3. 書名 悪の歴史 東アジア編下・南、東南アジア編	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------